

国名	ニュージーランド
公的年金の体系 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険料財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #cccccc;">税財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #cccccc;">企業・個人年金</div>	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	・全国民強制加入 ◎全国民
保険料率	税方式 (財源は一般財源)
支給開始年齢	65歳 ※20歳以降10年以上居住しており、50歳になってから5年間の居住期間があれば受給権発生
基本受給額	※2週間あたり (2009年4月1日基準) 独身者：NZ\$621.90 (税引き後、年金を主たる収入としている場合 (税コードM)) 夫婦一人当たり：NZ\$478.38 (両名受給資格ありの場合、税引き後、年金を主たる収入としている場合 (税コードM))
給付の構造	所得制限のない定額給付。給付水準は、平均賃金の65～72.5%の範囲と法定。 (ただし、退職積立金制度 (キウイセイバー) を政府主導で導入することにより、給付水準を向上する試みが2007年7月より開始)
所得再配	すべて税方式年金につき強い所得再配分機能あり
公的年金の財政方式	すべて税方式年金
国庫負担	財源は100%国庫負担
年金制度における最低保障	所得の高低に関わらず定額給付
無年金者への措置	なし
公的年金と私的年金	公的年金が発達 (所得代替率65～72.5%) しているため私的年金未発達。2007年7月からは退職金制度 (Kiwi Saver) を政府主導で開始したため、より公的年金の重要性が増す傾向。
国民に対する個人年金情報の提供	HPや電話、各地のWork & Incomeにおける相談業務にて対応

## ニュージーランドの年金制度<sup>1</sup>

棚橋俊介（アント・キャピタル・パートナーズ株式会社・ファンド業務企画グループ・パートナー）

### 1. 制度の特色

ニュージーランドは人口が4,143,279人（2006年3月7日国勢調査より）であり、年金制度について長い歴史を持つ。老齢年金の歴史100年以上を経て様々な変遷があったが、現在は財源を税方式、給付を賦課方式、所得制限ないしはミーンズテスト無しという、先進諸国の中ではユニークな老齢年金制度体系を維持している。

### 2. 沿革

ニュージーランドの年金制度体系は、当初から現在のものと同等のものが存在していたわけではない。特に所得制限ないしはミーンズテストを課さない状態になったのは1998年4月からであるが、1985年以前にも所得制限ないしはミーンズテストは無かったことなどから見て、国家財政の逼迫を理由に様々な議論が繰り返されてきたことがわかる。ニュージーランドの年金制度の概要は以下のとおりであるが、老齢年金制度を手厚くすることを望む国民と、国家財政との対話の歴史と言えよう。

古くは、1898年に老齢年金法（Old Age Pensions Act）が制定されたことに遡る。老齢年金法（Old Age Pensions Act）では、65歳以上で給付されミーンズテストがあり、男子労働者賃金の3分の1程度（夫婦はその倍額）が支給された。財源は税であった。1938年には社会保障法（Social Security Act）が制定された。社会保障法（Social Security Act）ではAge benefitとUniversal superannuationの2種類の給付形態が設定され、いずれかを選択するかは国民の意思に委ねられ、この選択制の給付形態は1977年まで存続していた。Age benefitとは、非課税であるがミーンズテストを課される老齢年金であり、60歳から支払われる制度のことを指す。これは、Universal superannuationと比べて給付額が高かった。最初の給付水準は税引き後平賃金の72%程度である。Universal superannuationとは、65歳以上でAge benefitを受給していない高齢者に給付

される制度であり、当初はAge benefitに比べて財政上の問題から給付額は低く抑えられたが、1960年までの歳月をかけてAge benefitの給付水準に引き上げられた。

1975年には強制積立制度（Compulsory superannuation scheme）が制定され、1976年まで継続された。社会保障法（1938年）に代わって制定された強制積立制度は、日本における社会保険料方式に近い制度であり、労働党が政権を担っている時に9ヶ月間だけ実施された。ところが、強制積立制度への国民の反発から労働党政権は選挙で敗退、国民党が政権を担当し強制積立制度が廃止された。

1977年に国民年金制度（National Superannuation scheme）が制定された。これは現在の制度の原型となるものである。国民年金制度（National Superannuation scheme）とは、給付水準が夫婦の場合には平均賃金の80%、独身者の場合には夫婦への支給額の60%。10年間の居住要件さえ満たせばミーンズテスト無しで年金受給権が発生する。

1985年には、国家財政が逼迫する状況のなか、財政面における厳しい状況に対処するため、年金受給者に対する上乗せ課税制度（Taxation Surcharge）が第4次労働党政権により導入された。年金受給者が得る年金以外の所得に高率の税金が課され、年金受給額を上限として徴税された。

1989年に退職年金制度（Guaranteed Retirement Income）に名称変更された。この措置により、給付水準は以前のように平均賃金の80%から引き下げられ65～72.5%とされた。

1991年に老後貯蓄検討委員会（Taskforce on Private Provision）が設置された。国民党政権により設立された老後貯蓄検討委員会（Taskforce on Private Provision）では、「給付水準の引き下げ」、及び「長期的展望に立った年金制度構築」を目指した。

1998年には1985年以来継続されてきた上乗せ課税制度（Taxation Surcharge）が廃止された。1997年、国民党と「NZファースト党」が連立内閣を組閣。「NZファースト党」とは、上乗せ課税制度（Taxation Surcharge）の廃止、強制積立制度（CRSS；Compulsory Retirement Savings）への移行を目指して組織された暫定的政党である。連立内閣は国民投票を行い、上乗せ課税制度（Taxation Surcharge）

の存続について投票者の91.8%から反対票を集め、1998年4月1日には上乘せ課税制度(Taxation Surcharge)の廃止を実現した。しかしながら、強制積立制度(CRSS; Compulsory Retirement Savings)への移行は国民の賛同を得られず実現していないまま連立政権は解散している。

2003年には公的年金給付費積立金(New Zealand Superannuation Fund)が創設された。ベビーブーマー世代が公的年金受給世代に移行する段階(2020~2030年頃)における給付費の増大に対応するため、税を財源とする給付費積立金を設けることとし、2003年(9月)から積立を開始し現在に至っている。

### 3. 制度体系の概要

ニュージーランドの年金制度は税を財源としており、所得や加入期間に関わらず一定額が支給される年金制度である。20歳以降10年以上居住しており、50歳になってから5年間の居住期間があれば、男女に関わらず65歳時点で年金受給権が発生する。給付水準は、標準時間週当たり賃金の65%以上72.5%以下の水準になるように毎年見直されるため、毎年変動する。

### 4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

給付水準は、毎年2月末に統計局から発表される最終四半期雇用統計の中にある、「標準時間週当たり賃金(男女合算)」をもとに計算される。給付額は、標準時間週当たり賃金の65%以上72.5%以下の水準となるようにニュージーランド老齢年金法(New Zealand Superannuation Act 2001)に規定されている。

また、支給開始年齢は男女とも65歳で、居住要件として20歳以降10年以上NZに居住することと、50歳になってから5年間居住していることが必要とされる。

### 5. 負担、財源

財源は税方式。国民から保険料を徴収することなく、一般財源で給付を賄っている。

### 6. 財政方式、積立金の管理運用

公的年金の運営に関しては一般税を財源として実施されているが、ベビーブーマー世代が公的年金受給世代に移行する段階(2020~2030年頃)における給付費の増大に対応するため、補完的資金として税を財源とする給付費積立金(いわば備蓄資金)を設けることとし、2003年(9月)から積立を開始した。なお、この積立基金に関してはニュージーランド老齢年金法(New Zealand Superannuation Act 2001)の第2章(ニュージーランド退職年金基金(New Zealand Superannuation Fund))に規定されている。全て税金を財源とする積立を行い、年間の積立額をGDPの2%(2003年10月現在の水準で約NZ\$20億、約1,800億円)として、2020年までは取り崩しは行わないで一方的に積み立てることが規定されている。その後も存続させ、年金費用増大に備えて利用される。

また、GDP予想などを基にしてファンド規模に関する試算がニュージーランド財務省により行われている。その試算によれば、2003年9月にNZ\$24億(約2,160億円)が税財源からファンドに資金拠出されてから、年間約NZ\$20億(約1,800億円)が拠出されることになっており、2009年6月末で資産残高がNZ\$133億(約1兆1,970億円)となった。2025年には運用益を含め、約NZ\$1,090億(約9兆7,283億円)と予想されオセアニア最大級の運用基金となるが見込まれている。2020年までは取り崩しは行わないで一方的に積み立てることが法に規定されている。

積立金の運用は、年金給付費積立基金(Guardians of NZSF)により行われる。基金は運用機関および資産管理機関(カストディアン)を選定し資金を委託することを許されており、それら委託機関を管理監督することも職務となっている。運用開始当初からのパフォーマンスは2009年6月末時点で、ポートフォリオ全体では3.8%となっている。ポートフォリオ2009年6月末のアセットアロケーション(表参照)によれば、債券(キャッシュ含む)の割合が16.2%であるのに対し、株式投資割合が51.4%、オルタナティブへの投資が32.4%となっており、リスク資産の割合が多い積極的な運用内容となっている。しかしながら、昨年単年度の各資産クラスのリターンを見ると、債券とプライベートエクイティを除い

NZSFのリターンと資産構成比 (2009年6月末時点)

		リターン		資産構成比
		単年度	運用開始以来	
株式	グローバル大型株式	-24.5%	4.3%	35.2%
	グローバル小型株式	-23.2%	3.4%	6.3%
	エマージング株式	-15.5%	12.0%	3.6%
	国内株式	-10.6%	5.7%	6.3%
債券		11.2%	8.3%	16.2%
オルタナティブ	コモディティ	-49.3%	-3.9%	4.7%
	不動産	-32.4%	-1.5%	10.9%
	プライベートエクイティ	NA	NA	16.8%
ポートフォリオ全体		-22.1%	3.8%	100.0%

出所: New Zealand Superannuation Fund, Annual Report 2009

たすべての資産クラスのリターンがマイナスとなっていることから、結果として大幅な損失(-22.1%)を出すことになった。これは、目標である8.0% (= NZ国債3ヶ月もの(NZ Treasury Bill 90days) 利回り(5.5%) + 2.5%)を大幅に下回る運用結果であり、今後の運用方針に大きな影響を与えるものとなっている。

### 7. 制度の企画・運営体制

税を財源にしているため、国家財政を担当する財務省と社会保障政策を担当する社会開発省(Ministry of Social Development)が調整を行って具体的な政策を決め、施策を実行する。実際の支給事務はWINZ(Work & Income of NZ)が行う。

### 8. 最近の論議や検討の動向・課題

#### (1) 将来の財政負担増加の懸念

ニュージーランドの老齢年金制度の財政負担は、GDP比で見て2003年の3.6%が2050年には7.9%に増加する見込みである。費用の調達について税方式を継続するならば、国の財源分配との調整を如何に図るかという厳しい問題に直面する。税方式年金がもたらす税の用途についての厳しい制約の可能性が反映されてか、財務省内には政策戦略局(Strategic Policy Branch)が設置されている。過去(1994年~2002年)の年金給付の国家予算内に占める割合は、2%~3%程度の水準であり大きな変化はないが、社会開発省管轄の研究所(Retirement Committee)も、現在の年金給付にかかる経費は確実に増加すると予想しており、年金給付のための財源の

確保は大きな問題となる可能性が指摘されている。

#### (2) 退職積立金制度(キウイセイバー)

税方式年金に加えて、自発的な老後の備えを促進するために、政府主導で退職積立金制度であるキウイセイバー(Kiwi Saver)が2007年7月に開始された。この制度はNZ年金制度に加入していればだれでも利用できる。キウイセイバーに加入すると、加入したときに政府からNZ\$1000(89,250円)の補助金が支給され口座に積みあがる。ただし、その資金の引き出しは、加入して5年経過していることを条件に65歳になれば可能であるが、65歳以降でも5年経過しなければ資金の引き出しは原則できない。一般的にニュージーランド国民は自発的な貯蓄に対して積極的ではなく、企業主導で企業年金を制度化、維持運営を行うという動きも乏しい。したがって、政府主導で退職金制度を構築せざるを得ないという事情もあり、キウイセイバーという制度が立ち上がったが、これが国民に受け入れられて老後年金原資として実質的に役立てられるかどうかは今後の運営次第であろう。

#### (3) 国内産業やインフラへの投資の取り組み(Investing in New Zealand)

2009年5月に財務大臣からの命を受け、NZSFのアロケーションの中でニュージーランド国内への投資を強化する動きが新たに出てきている。今後、財務大臣の命に従い国内投資の進捗がアニュアルレポート上で報告される。現状は、現在の投資額は合計NZ\$30.7億(2,763億円)でありポートフォリオ全体の23.8%となっている。昨年度の新規投資金額はNZ\$1.5億(135億円)で、近々NZ\$2.7億(243億円)

が投資される予定である。

.....

<注>

<sup>1</sup> 本論における為替レートは、NZ\$1=90円（Bloomberg, 2009年10月末時点）により計算